

# 佐野市立北中学校いじめ防止基本方針

## 1 北中学校いじめ防止基本方針

本校では、すべての教職員が「いじめはどの子どもにも、その学校においても起こり得る」という認識の下、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会（教育推進委員会）」を組織し、保護者、地域、関係機関等と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応します。

特に重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「北中学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)

- 「いじめ対策委員会（教育推進委員会）」として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（生徒指導部会）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（緊急会議）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- 「いじめ対策委員会（教育推進委員会）」を通して、各学年で不適応を起こしている生徒への対応を協議します。いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に対して組織的な早期対応を促進します。
- 生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- 学校基本方針の見直し、本校のいじめ防止等の取り組みについてPlan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）のサイクルで検証を行います。

## 3 いじめの防止等に関する取り組み

### (1) いじめの防止に向けて

- いじめはどの生徒にも、その学校においても起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に「いじめを起こさない」「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識の下、いじめに向かわせないための取組を実践します。
- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成します。
- いじめに発展する可能性のある日常のトラブルを未然に防ぐとともに、その解決が図れるよう計画的な指導を実践します。
- いじめの加害の背景にはストレスが関わっていることを踏まえ、ストレスに対して適切に対処できる力を育む指導の充実を図ります。
- 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学びに向かう集団づくり」や「意欲的に取り組む授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめに関する相談をしやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により生徒の人間関係の状況を把握し、いじめを訴えやすい雰囲気をつくり実態把握に取り組みます。
- 教職員一人一人がいじめに対する認識を深め、指導力を高めるための校内研修を実施します。

## (3) いじめの早期解決(対処)に向けて

- いじめを発見又は通報を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を中心に対応します。
- 事実の確認を行う際、被害・加害生徒、関係生徒、保護者から聞き取りを行う等、正確な事実の把握に努めます。
- いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、いじめを受けている生徒を徹底的に守ります。
- いじめを受けている生徒や保護者の立場に立って解決に向けた対応や心のケアなどを行います。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行っている生徒に対しては、背景を十分に理解した上で行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒（観衆や傍観者）に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめが解消するまで、いじめられた生徒の安全・安心を守るとともに、支援を継続します。
- 解決したと思われる場合も、被害・加害生徒及びその保護者の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

## (4) 家庭や地域関係機関との連携に向けて

- 学校だよりや保護者会等を活用し、いじめの未然防止に関する取組等を保護者に周知し、保護する生徒がいじめを行わないようにすることについて啓発を行います。
- いじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行います。
- 携帯電話やスマートフォンなどを持たせないように保護者に協力を依頼するとともに、情報化社会におけるルールやマナー等について保護者と連携して指導します。
- インターネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を防ぐための対応を行うとともに、必要に応じて関係機関の協力や援助を求めます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、警察に相談・通報し連携して対応します。
- いじめの背景は生徒や家庭の問題、学校の問題等様々であることから、いじめの解決に向けてその保護者や、関係機関等との連携を図ります。